各務原市移住定住総合窓口設置事業実施要綱

（平成２９年７月２０日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原市への移住定住を促進することを目的として、本市が実施する各務原市移住定住総合窓口設置事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　各務原市移住定住総合窓口（以下「総合窓口」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ＫＡＫＡＭＩＧＡＨＡＲＡ　ＯＰＥＮ　ＣＬＡＳＳ（かかみがはらオープンクラス）	各務原市那加桜町１丁目６９番地 各務原市役所　企画広報課内

（職員）

第３条　事業の所管は、市長公室企画広報課とし、総合窓口に必要な職員を置く。

（事業の内容）

第４条　事業の内容は、次に掲げるものとする。

（１）移住定住を検討する者への相談業務

（２）住まいと仕事に関する情報の収集及び提供

（３）移住定住促進のための市の広報

（４）前３号に掲げるもののほか、移住定住の促進に関する事業で市長が必要と認めるもの

（開設時間及び休業日）

第５条　総合窓口の開設時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　総合窓口の休業日は、各務原市の休日を定める条例（平成３年条例第６号）第１条に規定する休日とする。

（広報等）

第６条　総合窓口の設置及び事業の実施は、関係機関と連携して行うものとし、移住定住ウェブサイト等を活用して広く周知を図るものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月２２日から施行する。

附　則（令和４年３月１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。